

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月、同年11月から47年3月までの期間、48年4月から同年9月までの期間及び51年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月
② 昭和46年11月から47年3月まで
③ 昭和48年4月から同年9月まで
④ 昭和51年10月から52年3月まで

A町では、婦人会が集金を行い、同町役場に保険料を納付していたので、申立期間①の保険料も同様に納付したと思う。申立期間②及び③の保険料は、B市C区の集金人や同区役所で、年金手帳や納付書により納付し、申立期間②の保険料月額は450円、申立期間③は550円であった。申立期間④の保険料はA町に居住していた時に納付し、保険料を遡って納付したことも2回ぐらいあった。納付書が手元に届いたら必ず保険料を納付してきたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④は、合計しても18か月と比較的短期間であり、いずれの期間についても前後の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、30年以上の長期にわたる国民年金加入期間のうち、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、国民年金制度発足時から国民年金に加入している上、夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した後も任意加入していることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったものとみられる。

2 申立期間①については、申立人は、婦人会が集金を行い、A町役場に保険料を納付したとしているところ、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿

によると、備考欄に「46. 3. 25 B市転出」とされているが申立期間①直前の昭和46年1月及び同年2月の保険料は同年3月31日に納付したこととされているほか、制度発足の36年4月から申立期間①以前の保険料の納付日は、ほとんど全て月の末日とされていることが確認できる。このため、当時A町では、婦人会が集金した保険料を一律に月の末日付けで処理していた可能性がうかがえることから、実際に婦人会で保険料の徴収が行われていた日は、当該名簿に記載された日付より前であったとみられ、申立期間①が含まれる昭和45年度の保険料が3か月ごとに納付されていることを踏まえると、申立人が46年1月及び同年2月の保険料と一緒に申立期間①の保険料を婦人会に納付していたと考えられる。

また、昭和46年3月25日にB市C区に転居したことにより、申立期間①の保険料をA町で婦人会に納付していなかったとしても、通常、B市C区転居後に同区を管轄する社会保険事務所（当時）から過年度納付書が送付されていたと考えられ、保険料の納付意識が高かった申立人が当該納付書により、申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 3 申立期間②及び③の保険料については、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②及び③それぞれの前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認でき、当時、夫は厚生年金保険被保険者であり、経済状況にも変化はなかったとみられる。

また、申立人は、集金人や区役所で年金手帳や納付書により保険料を納付し、申立期間②の保険料月額が450円、申立期間③は550円であったとしているところ、B市では、昭和48年4月にそれまでの印紙検認方式から納付書方式に移行されており、申立期間②及び③の保険料納付方法と一致している上、申立人が納付したとする保険料額は申立期間②及び③の保険料額とも一致していることから、申立期間②及び③の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

- 4 申立期間④については、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和51年度の欄に「納付書」と記載されていることから、当時、当該期間の保険料は未納であったため、申立人に対して過年度納付書が作成されたものとみられる。申立人は、保険料を遡って納付したことも2回ぐらいあり、納付書が手元に届いたら必ず納付してきたとしているところ、49年度の保険料が昭和51年1月16日に過年度納付されている状況を踏まえると、納付意識の高かったとみられる申立人が、当該納付書により保険料を遡って納付したと考えても不自然ではない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案7202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は31万7,000円、申立期間②は35万7,000円、申立期間③は31万4,000円、申立期間④は36万5,000円、申立期間⑤は32万5,000円、申立期間⑥は36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月24日
③ 平成19年7月20日
④ 平成19年12月19日
⑤ 平成20年7月18日
⑥ 平成20年12月12日

賞与支払明細書により、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、A社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は31万7,000円、申立期間②は35万7,000円、申立期間③は31万4,000円、申立期間④は36万5,000円、申立期間⑤は32万5,000円、申立期間⑥は36万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間①から⑥までに係る賞与支払届が未提出であり、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を同年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年7月1日まで

昭和39年4月1日付けでA事業所C支店に採用され、1か月間ぐらい研修を受けた。その後、同年5月に同事業所B支店に配属された。

同時期に入社した同僚には厚生年金保険の記録が確認できるのに、自分に無いのは納得がいかないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所D支店（申立人の退職時の支店で、申立人の人事記録を保管。）から提出された「経歴証明書」、同事業所同支店からの回答及び複数の同僚の証言により、申立人が、申立期間のうち、昭和39年5月1日から同年7月1日までの期間において同事業所B支店に臨時補充員として勤務していたことが認められる。

また、A事業所E支社（同事業所B支店の地域を管轄）は、「申立期間当時、臨時補充員は、厚生年金保険の適用対象となっていた。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A事業所B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚14人のうち、連絡の取れた6人は、「A事業所B支店で臨時補充員として勤務した期間と厚生年金保険の被保険者記録は符合している。」旨証言しており、このうち、人事記録が確認できた2人は、臨時補充員としての勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録がおおむね符合している。

加えて、上記同僚7人のうち、1人は、「私は、昭和39年4月にA事業所B支店に臨時補充員として採用された。一方、申立人は、同年4月に同事業所C支店に採用され、翌5月に、私と同じ職場に異動してきた。申立人とは同

期入社であり、同じ課で、同じ仕事をしていたので、申立人に同事業所B支店の勤務期間に係る厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所D支店が保管している申立人の人事記録に記載されている俸給額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年4月1日から同年5月1日までの期間について、上記の「経歴証明書」、A事業所D支店からの回答及び複数の同僚の証言により、申立人が当該期間において同事業所C支店に臨時補充員（外務研修員）として在籍していたことは認められる。

しかし、A事業所C支店は、「資料を保管していないため、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が一緒にA事業所C支店に採用され研修を受けたとして名前を挙げた複数の同僚についても、同事業所C支店に配属されていた昭和39年4月1日から同年5月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A事業所C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間を含む昭和39年4月1日から40年3月31日までの1年間に、臨時補充員ながら同事業所同支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は皆無であることから、当時、同事業所同支店においては、臨時補充員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年2月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を5年2月から同年7月までは15万円、同年8月から6年9月までは17万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年10月1日から7年10月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録については、6年10月及び同年11月は16万円、同年12月は15万円、7年1月から同年9月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から7年9月まで

申立期間の標準報酬月額が、給与支給明細書において確認できる給与支給額よりも低い額で記録されている。申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年2月から6年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、5年2月から同年7月までは15万円、同年8月から6年3月までは17万円と記録されていたが、同年4月20日及び同年4月21日付けで、遡及して11万円に減額され、その後同額で継続していることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、おおむね上記遡及訂正前の標準報酬月額に見合う給与を支給され、上記遡及訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が加入している健康保険組合の記録によると、申立人の標準報酬月額、当該期間において上記遡及訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、当時の事業主は、上記の遡及訂正処理について、「平成6年頃、厚生年金保険料を滞納していたことから、社会保険事務所の担当職員に相談し、助言を受けて手続を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の遡及訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成5年2月から同年7月までは15万円、同年8月から6年9月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額は、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定処理（平成6年10月1日）で11万円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

申立期間のうち、平成6年10月から7年9月までの期間について、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う給与支給額よりも高額な給与が支給され、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は給与支給額から、平成6年10月及び同年11月は16万円、同年12月は15万円、7年1月から同年9月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年9月まで

A社では、平成9年5月に入社してから16年3月に退職するまで、昇給、降格等は無く、定額の給与が支給されていたが、申立期間の標準報酬月額が下がっている。申立期間の前後で給与額は変わっていないので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成9年5月6日付けA社発行の辞令及び同社から提出された平成15年度の賃金台帳により、申立人の給与は、同社に勤務していた全期間において、通勤費を除く支給額が定額（48万4,000円）であったことが推認できる。

また、A社は、「申立人の給与額は、月手当48万4,000円に通勤費を加えた額であり、標準報酬月額は50万円に相当する。申立人が部署の異動や引っ越しをした記録は無いので、通勤費に大幅な変動があったとは考えられない。申立人の標準報酬月額は、入社してから退職するまで50万円であることが正しいと思われる。このため、申立期間も前後の期間と同額の標準報酬月額（50万円）に相当する厚生年金保険料を給与から控除していたものと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間当時の上司は、「申立人の賃金は年棒制だったと思う。それを月割りにした金額に通勤費を加えて支給していた。毎月同じ額だったの

で、標準報酬月額に変動があるとは思えない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立期間当時の関係書類は無く、不明。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案7206

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は29万1,000円、申立期間②は32万5,000円、申立期間③は33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月24日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②及び③において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は29万1,000円、申立期間②は32万5,000円、申立期間③は33万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無く、不明。」と回答しており、

ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの期間、7年4月から9年3月までの期間、同年7月から10年3月までの期間及び11年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から6年3月まで
② 平成7年4月から9年3月まで
③ 平成9年7月から10年3月まで
④ 平成11年7月から同年11月まで

申立期間①、②、③及び④当時は、店の経営が厳しかったため、国民年金保険料を納付することができなかったが、平成12年から妻がパートの勤務時間数を増やし、収入も少し安定してきたので、A社会保険事務所（当時）で未納期間を調べてもらい、未納とされていた保険料については、15年の終わり頃に妻が同社会保険事務所で納付書を発行してもらった。期限内に納付できなかった期間があり、納付書を2回ほど再発行してもらったこともあったが、18年6月か同年7月頃には妻が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付し終えたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④の保険料を納付したとする妻は、これらの期間の保険料を平成15年の終わり頃か16年頃から何回にも分けて遡って納付し始めたとしているが、国民年金保険料の納付時効は、申請免除期間については10年とされており、それ以外は2年とされているところ、申立人及びその妻はこれら申立期間の免除申請は行っていないとしていることから、妻が主張する納付開始時点において、既に2年を経過している申立期間①、②、③及び④の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、妻は、「当初発行してもらった納付書で期限内に納付できなかった期

間については再発行してもらい、その期限内にも納付できなかった期間については再々発行してもらった。保険料月額は、当初は1万3,000円ぐらいであり、再発行時は1万4,700円ぐらい、再々発行時は1万5,200円ぐらいであった。」としているところ、制度上、納付時期によって保険料月額が増額するのは、申請免除期間の追納を行う場合であり、申立人のオンライン記録によれば、平成6年4月から7年3月までの申請免除期間及び10年4月から11年1月までの申請免除期間の保険料が15年2月から17年8月までにかけて5回にわたり追納されており、13年1月から14年3月までの期間及び同年9月から15年3月までの期間の保険料が同年1月から16年1月までにかけて3回にわたり過年度納付されていることが確認できることから、これら追納及び過年度納付した期間と申立期間①、②、③及び④を混同している可能性も考えられる。

さらに、申立人は、平成15年度（平成14年分所得）から20年度（19年分所得）までの市民税・県民税証明書の写しを提出しており、妻は、このうち、16年度（15年分所得）から19年度（18年分所得）までの市民税・県民税証明書の写しに記載されている社会保険料控除の金額が申立期間①、②、③及び④の保険料の納付に係る証拠となるのではないかとしている。しかし、市民税・県民税証明書の写しに記載されている社会保険料控除額から、B市の記録における申立人が納付した国民健康保険料を差し引いた国民年金保険料に相当する金額（差引額）と、オンライン記録における15年から18年までの各年の国民年金保険料の納付済額を比較したところ、申立期間①、②、③及び④に係る保険料が含まれている場合、この差引額は納付済額を上回ることもなるが、いずれも一致しているか、又は下回っていることから、これら市民税・県民税証明書の写しに記載されている社会保険料控除額をもって、申立期間①、②、③及び④に係る保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、妻が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付したとする時期は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ない。

このほか、妻が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から10年6月までの期間、14年4月から17年8月までの期間及び18年7月から19年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から10年6月まで
② 平成14年4月から17年8月まで
③ 平成18年7月から19年5月まで

私は、申立期間について国民年金保険料を納付していた。納付場所、納付時期及び納付金額について覚えていないが、保険料を納付していたのは間違いないので、納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の保険料納付について、納付場所、納付時期及び納付金額について記憶が無いとしていることから、保険料納付状況について詳細は不明である。

また、申立人のオンライン記録によると、「付番年月日 平-10. 10. 6 付番契機 国-20歳以上」と記録されており、基礎年金番号導入(平成9年1月)前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、基礎年金番号が付番された10年10月6日に、7年4月26日(厚生年金保険の資格喪失日)まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したとする事務処理が行われたものとみられ、このことはA市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このことから、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものとみられ、この基礎年金番号が付番された時期を基準としても、申立期間①のうち、同年4月から8年8月までの保険料については、時効が成立していたことから遡って納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を

喪失した平成18年7月1日を勸奨事象発生日とする「第1号・第3号被保険者取得勸奨」対象者として、19年3月22日付けで勸奨関連対象者一覧に登録されていることから、少なくともこの時点においては、申立期間③に係る第1号被保険者への種別変更手続を行っておらず、未加入であったため、保険料を納付することはできなかつたとみられる。

加えて、オンライン記録では、平成19年4月18日に納付書作成と記載されており、当該納付書は、申立人の納付記録から、この時点で未納であり時効が成立していなかった申立期間②の一部（17年3月から同年8月まで）及び申立期間③を対象として作成されたものとみられることから、当該期間について、この時点においては保険料が納付されていたとは認め難い。

このほか、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が付番された時期は、基礎年金番号導入（平成9年1月）以後の時期であり、同番号に基づいて保険料の収納事務の電算化も図られていることから、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低いと考えられる上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月及び同年11月

私は、平成4年10月に会社を退職し、同年12月に再就職した後、時期は不明だが、A社会保険事務所（当時）かB市役所から申立期間の国民年金保険料が未納であるという通知があったので、記載されていた金額を同社会保険事務所か同市役所で納付した。家計簿、通帳のコピー等納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年12月に再就職後、時期は不明だが、A社会保険事務所かB市役所から申立期間の国民年金保険料が未納であるという通知があったので、記載されていた金額を同社会保険事務所か同市役所で納付したとしているが、申立期間に係る国民年金加入手続については、いつ、どこで行ったのか記憶がはっきりしないとしている上、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についても記憶が無いとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年12月10日にB市に払い出されており、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、3年1月から同年3月頃までに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を厚生年金保険被保険者資格を喪失した2年8月1日とする事務処理が行われたものとみられる。その後、申立人は再就職し同年12月20日に厚生年金保険被保険者となったことから、同日に国民年金被保険者資格を喪失し、再取得したのは基礎年金番号導入（9年1月）後の12年8

月1日とされている。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿に2年8月1日取得及び同年12月20日喪失した記録はあるものの、申立期間については取得記録が無いこと、及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)に、「被保険者となった日 平成2年8月1日 被保険者でなくなった日 平成2年12月20日 被保険者となった日 平成12年8月1日」と記載されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年3月まで

昭和47年11月に結婚後、国民健康保険に加入するため妻と一緒にA村役場に行ったところ、同村役場の職員から国民年金の加入手続についても一緒に行うように言われ、その時に国民年金保険料の未納が私に約3年、妻に1年ほどあったが、「奥さんの分はいいから、ご主人の3年分を遡って払ってください。払わないと、国民健康保険に加入できません。」と言われ、一括で納付することができないので分割で納付することにした。保険料は、妻がどこでどのように納付したのか、金額も覚えていないが、現年度保険料と併せて納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月に結婚後、A村役場で国民年金及び国民健康保険の加入手続を夫婦一緒に行ったとしているが、妻の国民年金手帳を見ると、46年5月17日発行とされており、この頃に妻の国民年金の加入手続が行われたものとみられ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年2月15日に同村で払い出されており、申立人が所持する年金手帳を見ると、同年2月16日発行とされ、資格取得日は20歳到達時である44年*月*日(平成16年6月29日に厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年9月21日に変更。)とされており、申立人の加入手続は、48年2月頃に行われたものとみられ、夫婦の加入手続時期は一致しないことから、申立期間に係る国民年金加入手続状況の記憶は曖昧である。

また、申立期間の保険料を納付したとする妻は、約3年分の保険料を分割で納付したとしているが、制度上、遡って納付できるのは納付期限から2年であり、妻は保険料の納付対象期間、納付周期、納付時期、納付場所、納付金額等

は覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人の加入手続時期（昭和 48 年 2 月頃）を基準とすると、申立期間のうち、44 年 9 月から 45 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付することができない。申立期間のうち、46 年 1 月から 47 年 3 月までの期間については過年度納付することが可能であったものの、前述のとおり、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明であり、申立期間の保険料を過年度納付したとまでの事情は見受けられない上、国民年金被保険者台帳及び A 村の国民年金被保険者名簿共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び⑤について、船員保険の年金任意継続被保険者として船員保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和52年5月30日から同年6月1日まで
③ 昭和52年8月18日から53年7月10日まで
④ 昭和54年11月21日から55年1月12日まで
⑤ 昭和59年11月27日から同年12月6日まで

申立期間①について、A社に継続して勤務していたはずなのに、船員保険の記録が無い。

申立期間②について、船員手帳により、A社所有の船に昭和52年2月22日から同年6月28日まで乗っていたことが確認できるのに、船員保険被保険者の資格喪失日は同年5月30日となっている。

申立期間③について、船員保険の年金任意継続被保険者の手続を行って、当該保険料を毎月納付していたにもかかわらず、記録が無い。

申立期間④について、当該期間は有給休暇で下船していた期間であり、雇用契約が継続していたはずなのに、船員保険の記録が無い。

申立期間⑤について、船員保険の年金任意継続被保険者を継続していたはずなのに、資格喪失日は昭和59年11月27日となっている。

全ての申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人の勤務実態に係る証言は得られなかった。

また、商業登記簿謄本によると、A社は昭和54年8月*日に解散しており、

当時の事業主も死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、当該期間の乗船に係る船員手帳を所持しておらず、当時乗船していた船名、船長名及び同僚の名前についても記憶していない。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、昭和52年6月28日までA社所有の船に継続して乗船していたことが認められる。

しかし、A社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、同社が船員保険を適用されていた期間は、昭和46年2月10日から52年5月30日までの期間であり、申立期間②において船員保険の適用を受けていた記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人から提出された船員手帳により確認できる当該期間当時の船長を含む同僚40人は、いずれも申立人と同日（昭和52年5月30日）に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記40人のうち、複数の者に確認したものの、いずれも当時の給与明細書等を所持しておらず、当該期間に係る船員保険料の控除について確認できない。

加えて、上記のとおり、A社は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、当該期間における船員保険の取扱いについて確認できない。

申立期間④について、申立人は、「保管している船員手帳に記載された雇止年月日より後に有給休暇をとったので、当該有給休暇中の期間も船員保険に加入していたはずだ。」と主張している。

しかし、申立人から提出された船員手帳には、B社における雇止年月日が昭和54年11月20日と記載されており、当該日の翌日は、船員保険被保険者の資格喪失日と一致しているとともに、同船員手帳の次ページには、同社における2回目の雇入年月日が55年1月14日と記載されており、当該日は、船員保険被保険者の資格取得時期とほぼ一致している。

また、申立人と同じ船に乗っていたとする同僚は、「B社では、船員は期間雇用であった。休暇を取って下船する場合には、会社から補償金（一時金）が支払われ、当該休暇中の期間については、船員保険には加入させない取扱いとなっていた。当時は不況で、小さな船主は、おおむね同様に取扱っていた。」と証言している。

さらに、申立人から提出された船員手帳の失業保険金支給関係の求職申込欄によると、申立人は、昭和54年11月30日に求職の申込みを行っていることが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本によると、B社は平成3年6月*日に解散（5年4月*日に特別清算終結の決定確定）しており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の当該期間に係る船員保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、「A社退職時に、同社から船員保険の年金任意継続の制度があることを聞き、県庁の船員保険課の窓口で手続を行い、毎月の保険料を郵便局で納付していた。」と主張している。

しかし、船舶所有者別被保険者名簿では、申立人が昭和52年5月30日にA社における船員保険被保険者資格を喪失した旨の記録は確認できるものの、船員保険被保険者原票では、その後、当該期間において船員保険の年金任意継続被保険者として資格取得した旨の記録は確認できない。

また、申立人は、当該期間に係る船員保険の年金任意継続被保険者の保険料の領収書など、船員保険の年金任意継続被保険者として船員保険料を納付した事実を確認できる資料を所持していない。

申立期間⑤について、申立人は、「直前の期間に継続して船員保険の年金任意継続被保険者だった。」と主張している。

しかし、申立人に係る船員保険被保険者原票の備考欄には、「未納」及び「資格喪失59.11.27」と記載されていることが確認できるところ、日本年金機構C事務センターは、「当時、任意継続保険料は、毎月10日までに納付することになっていたが、期日までに納付されなかったため納付を督促し、督促した納付期限（昭和59年11月27日）までに保険料が納付されなかったことから、同日付けで被保険者資格を喪失させたものであると考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③及び⑤における船員年金保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の年金任意継続被保険者として、申立期間③及び⑤に係る船員保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月23日から38年3月9日まで

A社退職後は、同社に出向いたことが無く、連絡も取ったことは無かったが、年金記録によると、同社退職後の昭和38年9月11日に脱退手当金を受給した記録となっている。

しかし、私は脱退手当金の手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和38年3月9日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす30人（申立人を除く。）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、25人に支給記録が確認でき、このうち15人について資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日の同僚等の中には、脱退手当金支給決定日が同一の者が7組20人認められることなどを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年9月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月2日から43年12月31日まで
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、上記脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定何によると、当該請求書には、申立人の当時の住所地、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されているほか、昭和44年6月2日に当該請求書が受理され、同年6月13日に支給決定されていることが確認できる上、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月26日から32年9月20日まで
② 昭和32年9月21日から34年7月1日まで
③ 昭和34年7月1日から38年11月20日まで

申立期間に係る最終事業所は事実上解雇されて退職しており、脱退手当金の支給記録がある時期は出産直前の時期であったので、脱退手当金の請求はしていないし、受け取った記憶も無い。脱退手当金の支給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和39年4月8日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことを示す記録が認められるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。